

豊岡市記者配布資料

年月日	部 課 名	電 話	責 任 者 (役 職 名)
2025 年 9 月 26 日 (金)	市長公室 経営企画課	0796-21-9022 (内線 2081)	真狩直哉 (課長)

(件名)

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト 推進協議会の設立

(内容)

9 月 11 日にお知らせした「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の設立について、9 月 25 日に設立総会を開催し、下記のとおり協議会を設立しました。

記

1 設立協議会名称

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会

2 協議会構成

- (1) 正会員
(一社)城崎温泉観光協会、城崎温泉旅館協同組合、(株)湯のまち城崎、
城崎このさき 100 年会議、全但バス株式会社、豊岡市等
- (2) 賛助会員
なし
- (3) オブザーバー
12 団体など
- (4) 名誉会長
兵庫県知事、豊岡市長

その他、詳細は別紙を参照してください。

《問合せ》市長公室経営企画課未来共創室(担当：和田・水谷・相坂)
Tel 21-9022(内線 2080)



2025年 9 月 25 日

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会
会長 高宮 浩之

「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」 の設立について

城崎地域では、2023 年度から城崎のまちづくり構想を踏まえた「空飛ぶクルマ」の活用に関して、地域、事業者、自治体が一緒になって勉強会やワークショップ等の取組みを行って参りました。

この取組みを強化し、豊岡市全体へ展開するために、本日「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」を設立いたしました。

1 設立の目的

城崎温泉での空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたいくなる」、「住みつけたいくなる」、「働きたいくなる」憧れのまちにすることを目的としたプロジェクトを実施するために必要な事項について協議し、実行することを目的とする。

2 設立日

2025年 9 月 25 日 (木)

3 設立総会開催場所

豊岡市役所城崎庁舎 3 階 城崎地区コミュニティセンター多目的ホール
住所：豊岡市城崎町桃島1057-1

主な内容

- ア 協議会立ち上げ趣旨説明
- イ 役員選出
- ウ 今後のスケジュール 等

4 その他

設立総会后、コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会第 1 回総会を開催

その他詳細は別紙参照

〔問合せ〕コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会事務局
一般社団法人城崎温泉観光協会
TEL0796-32-3663
豊岡市市長公室経営企画課
TEL0796-21-9022

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ 社会実装プロジェクト推進協議会

第 1 回総会議案書

日時 2025 年 9 月 25 日(木) 正午 開始

場所 豊岡市役所城崎庁舎

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会 名簿

■正会員

※順不同

一般社団法人 城崎温泉観光協会
城崎温泉旅館協同組合
株式会社湯のまち城崎
城崎このさき100年会議
全但バス株式会社
城崎温泉旅館経営研究会
豊岡市商工会青年部城崎支部
一般社団法人豊岡観光イノベーション
兼松株式会社
Skyports 株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日本工営株式会社
株式会社 SkyDrive
豊岡市

■賛助会員

なし

■オブザーバー

※順不同

豊岡市商工会
豊岡市商工会議所
但馬信用金庫
但馬銀行
三井住友銀行
みなと銀行
山陰合同銀行
経済産業省 製造産業局
経済産業省 近畿経済産業局
京丹後市
兵庫県 産業労働部
兵庫県 但馬県民局

■名誉会長

兵庫県知事
豊岡市長

議案第1号

「ビジョン・ロードマップ、本協議会事業計画書(案)」について

ビジョン・ロードマップ

別紙「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ビジョン・ロードマップ案」

事業計画

本協議会は、城崎温泉への空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたくなる」、「住みつづけたくなる」、「働きたくなる」憧れのまちにするため、次の事業に取り組むこととする。

- 空飛ぶクルマ関連事業者による、豊岡・城崎温泉エリアでの事業検討・推進状況の把握、課題等に対する対策協議

具体例：空飛ぶクルマ関連事業者の取組み把握のための共有会の開催

- 豊岡・城崎温泉エリアの価値向上に向けた運航路線先(地域)との連携

具体例：就航先地域の洗出し、候補地域へのコンタクト・意見交換、候補地域との連携

- 国・県等の支援獲得に向けた、陳情・ロビー活動

具体例：支援内容の検討、経産省、国交省への活動報告、陳情

- 市内外に向けた本プロジェクトの取組む内容の発信による機運醸成

具体例：【外部】ウェブ、SNS による活動内容発信、【内部】地域内イベント等での活動紹介

- 地域企業・団体等との事業連携の検討・企画

地域の財界イベントでの情報発信、シーズ・ニーズの把握、連携検討、個別企業の協議会への参画

- 本協議会の目的や取組み内容に賛同する会員(空飛ぶクルマ関連・市内外関心事業者等)の拡大

議案第2号

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会総会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会の総会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会長が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 総会を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、到着順に行うものとする。ただし、受付開始時に定員を超えていた場合にあっては、抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機、情報端末機の類を携帯している者
- (5) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者

2 児童及び乳幼児を伴い傍聴席に入ることとはできない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。

- (4) 携帯電話・スマートフォンの電源を切ること。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしないこと。
- (9) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(事務局の指示)

第6条 傍聴人は、事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、総会を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、2025年9月25日から施行する。

別記様式（第3条関係）

傍聴人受付簿

年 月 日開催（会議名： ）

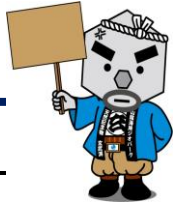
受付番号	氏 名	住 所	傍聴者番号

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ビジョン・ロードマップ案



コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト 概要案



はじめに・・・

城崎温泉では2023年度より、地域の有志、行政、空飛ぶクルマ関連事業者の間で「空飛ぶクルマの活用の可能性、まちづくりとの連携」について議論・勉強会・ワークショップを重ねてきました。この度、これらをより具体的な動きとすべく「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の設立に向けて、導入ビジョン・ロードマップ（案）を策定しました。

ビジョン：空飛ぶクルマを活用したありたい姿

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ビジョン案 概要（1/2）



目的

目標

時間軸

問：なぜ城崎温泉で空飛ぶクルマの実装を検討するの？

豊岡をより「訪れたいくなる」、「住みづつたくなる」、「働きたいくなる」憧れのまちにする

問：空飛ぶクルマを通じた城崎温泉のありたい姿は何か？

- 城崎温泉が観光地として更に高付加価値化されている
- 子どもたちや若者の「チャレンジ精神」が育まれるまちとして認知されている
- 豊岡全体に取り組みが広がり、住む人、働く人の暮らしに役立っている

事業化決定

運航開始

利用拡大

2025-2026

2027-2029

2030-2034

2030年代後半以降

事業検討

実証実験

合意形成

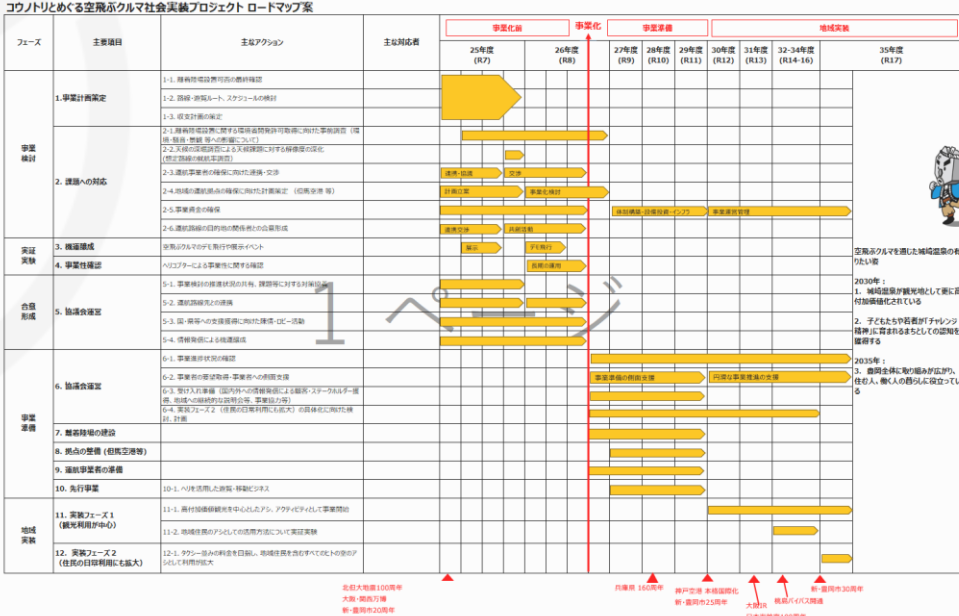
事業準備

実装フェーズ1
(城崎：観光利用が中心)

実装フェーズ2
(豊岡：市民の利用が広がる)

注) 空飛ぶクルマの開発状況、関係者の合意形成の進捗により変更の可能性有

ロードマップ：ビジョンを実現するためのアクションプラン



コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ビジョン案 概要



目的	問：なぜ城崎温泉で空飛ぶクルマの実装を検討するのか？ 豊岡をより「訪れたくなる」、「住みつづけたくなる」、「働きたくなる」 憧れのまち にする
目標	問：空飛ぶクルマを通じた城崎温泉の有りたい姿は何か？ 1. 城崎温泉が観光地として更に高付加価値化されている 2. 子どもたちや若者の「チャレンジ精神」が育まれるまちとして認知されている 3. 豊岡全体に取り組みが広がり、住む人、働く人の暮らしに役立っている
時間軸	事業化決定 2025-2026 事業検討 実証実験 合意形成 運航開始 2027-2029 事業準備 注）期間限定の先行事業を検討 利用拡大 2030-2034 実装フェーズ1 (城崎：観光利用が中心) 2030年代後半以降 実装フェーズ2 (豊岡：市民の利用が広がる) 注）空飛ぶクルマの開発状況、関係者の合意形成の進捗により変更の可能性有



空飛ぶクルマを通じた城崎温泉の有りたい姿の概要

有りたい姿

城崎温泉が観光地として更に高付加価値化されている

子どもたちや若者の「チャレンジ精神」が育まれるまちとして認知されている

豊岡全体に取り組みが広がり、住む人、働く人の暮らしに役立っている

背景

城崎温泉は高付加価値な観光地としてブランディングが確立されつつあるがアシの課題がある。

- 世界的な観光地に発展するにあたり、都市圏や国際空港からのアシの課題解決、北近畿・山陰エリア全体の周遊促進を通じたデスティネーションとしての磨き上げを通じて更なる高付加価値化に取り組み、より「訪れたい」憧れのまちを目指したい。

豊岡市は「小さな世界都市 -Local & Global City-」を戦略目的として、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまちづくりを目指しており、「こどもたちが地域への愛着をはぐくみ、豊岡で世界と出会っている」ことが謳われている。

- 北近畿や山陰における空飛ぶクルマの社会実装をけん引し、城崎をはじめ豊岡で暮らす若者や子供たちがチャレンジ精神やイノベーション・世界と触れる機会を作り、地域で暮らす人の誇りや愛着が増すと共に、チャレンジ精神が育まれる「住みつづけたい」まちを目指したい。
- 「チャレンジ精神あふれるまち」として内外に伝わり、日本中の若者・子育て層が「住みたい」「働きたい」憧れのまちを目指したい。

豊岡市は人口高齢化率の高まりによる高齢者の移動課題、学校の統廃合、無医村化などの課題に直面し、人口減少による地域の衰退の危機がある。また、地理的要因から発災時に孤立集落等の発生が想定される。

- 空飛ぶクルマを医療・福祉・防災・教育等に活用することで、市民の暮らしの安心・安全を高め、より「住みたい」「働きたい」憧れのまちを目指したい。

目標年次

2030年

2030年

2035年

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ロードマップ案における主なアクション項目

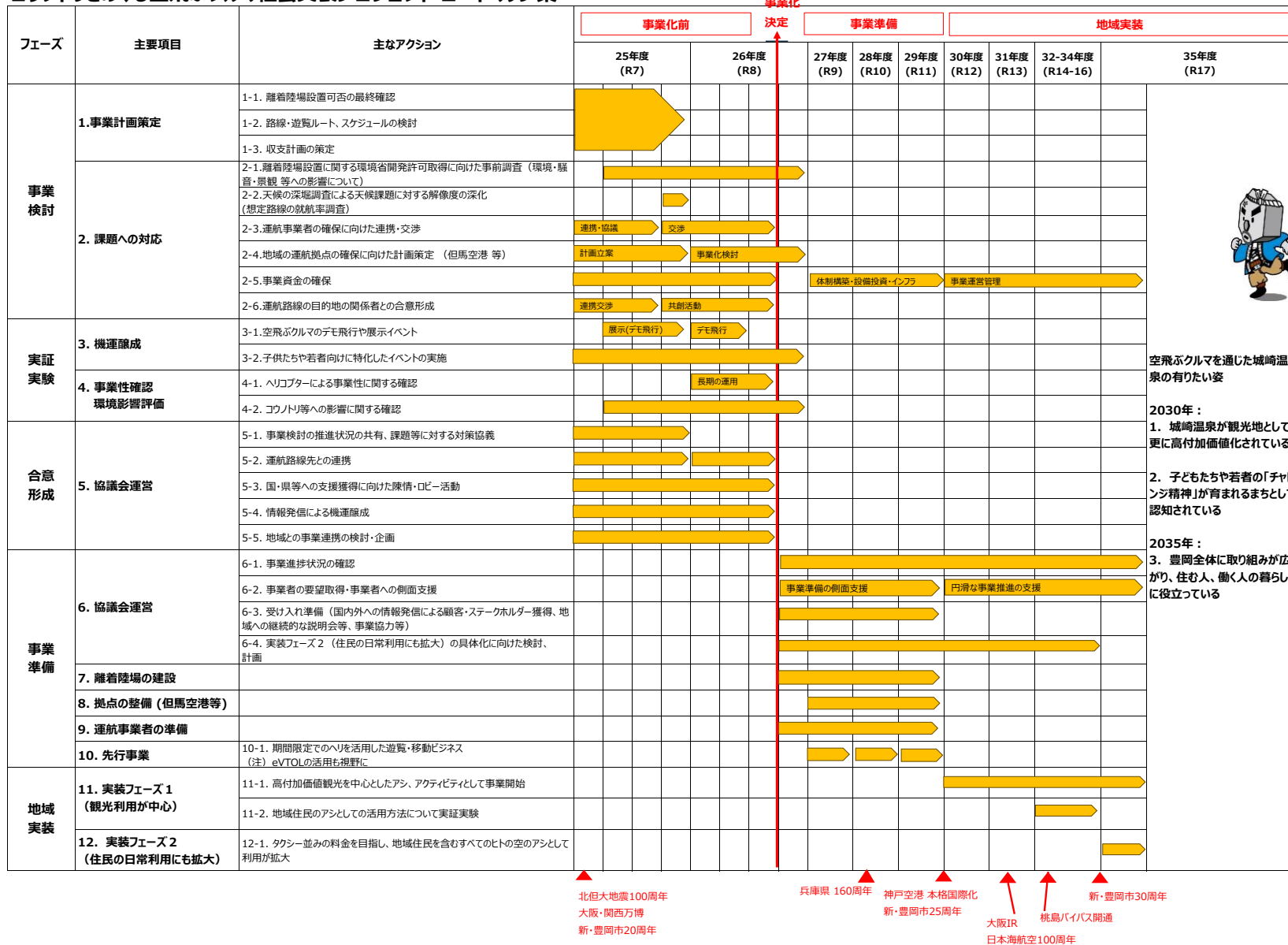


主要な取り組みの流れ

フェーズ	主なアクションアイテム
事業検討	1. 事業計画策定 1-1. 離着陸場設置可否の最終確認 1-2. 路線・遊覧ルート、スケジュールの検討 1-3. 収支計画の策定 2. 課題への対応 2-1. 離着陸場設置に関する環境省開発許可取得に向けた事前調査（環境・騒音・景観 等への影響について） 2-2. 天候の深堀調査による天候課題に対する解像度の深化 2-3. 運航事業者の確保に向けた連携・交渉 2-4. 運航拠点の確保に向けた計画策定（但馬空港 等） 2-5. 事業資金の確保 2-6. 運航路線の目的地の関係者との合意形成
実証実験	3. 機運醸成 3-1. 空飛ぶクルマのデモ飛行や展示イベント 3-2. 子供たちや若者向けに特化したイベントの実施 4. 事業性確認、環境影響評価 4-1. ヘリコプターによる事業性に関する確認 4-2. コウノトリ等への影響に関する確認
合意形成	5. 協議会の運営による合意形成 5-1. 事業検討の推進状況の共有、課題等に対する対策協議 5-2. 運航路線先との連携 5-3. 国・県等への支援獲得に向けた陳情・ロビー活動 5-4. 情報発信による機運醸成 5-5. 地域との事業連携の検討・企画
事業準備	6. 協議会の運営による事業支援 6-1. 事業進捗状況の確認 6-2. 事業者の要望取得・事業者への側面支援 6-3. 受け入れ準備（国内外への情報発信による顧客・ステークホルダー獲得、地域への継続的な説明会等、事業協力等） 6-4. 実装フェーズ2の具体化（住民の日常利用にも拡大） に向けた検討、計画 7. 離着陸場の建設 8. 拠点の整備（但馬空港等） 9. 運航事業者の準備（機体準備、免許取得、体制構築など） 10. 先行事業 10-1. 期間限定でのヘリを活用した遊覧・移動ビジネス（注）eVTOLの活用も視野に
地域実装	11. 実装フェーズ1（パイロット搭乗有/有視界飛行状態での運航） 11-1. 高付加価値観光を中心としたアシ、アクティビティとして事業を開始 11-2. 地域住民のアシとしての活用方法について実証実験
	12. 実装フェーズ2（パイロット搭乗無・自律飛行/計器飛行状態での運航も可） 12-1. タクシー並みの料金を目指し、地域住民を含むすべてのヒトの空のアシ・モノの輸送手段として利用が拡大

議案第1号 別紙②

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト ロードマップ案



コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ
社会実装プロジェクト推進協議会
—(仮称)—

設立総会議案書

日時 2025 年 9 月 25 日(木) 午前 11 時 30 分 開始

場所 豊岡市役所城崎庁舎

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会
設立賛同者名簿

※順不同

一般社団法人 城崎温泉観光協会
城崎温泉旅館協同組合
株式会社湯のまち城崎
城崎このさき100年会議
全但バス株式会社
城崎温泉旅館経営研究会
豊岡市商工会青年部城崎支部
一般社団法人豊岡観光イノベーション
兼松株式会社
Skyports 株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日本工営株式会社
株式会社 SkyDrive
豊岡市

議案第1号

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会の設立について

城崎地域では、2023 年度から城崎のまちづくり構想を踏まえた「空飛ぶクルマ」の活用に関して、地域、事業者、自治体と一緒に勉強会やワークショップ等の取組みを行ってきた。

この取組みを強化し、豊岡市全体へ展開するために、事業者・各団体の参画を得て、「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会(仮称)」を設立する。

協議会は、城崎温泉への空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたいくなる」、「住みつけたいくなる」、「働きたいくなる」憧れのまちにすることを目的としたプロジェクトを実施する。

議案第 2 号

「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」 会則—(案)—

＜第 1 章 総則＞

第 1 条 (名称)

この協議会は「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」（以下「本会」という。）と称する。

第 2 条 (所在)

本会の事務所は、兵庫県豊岡市に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、城崎温泉への空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたいくなる」、「住みつけたいくなる」、「働きたいくなる」憧れのまちにすることを目的としたプロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を実施するために必要な事項について協議し、本プロジェクトを実行することを目的とする。

第 4 条 (活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める活動を行う。

- (1) 本プロジェクトの進捗管理
- (2) 本プロジェクトに関する情報共有
- (3) 本プロジェクトに関する要望・陳情の収集とその情報共有
- (4) 本プロジェクトに関する外部への情報発信
- (5) その他本プロジェクト実施に関連し必要とする活動

＜第 2 章 役員＞

第 5 条 (役員構成)

本会に次の役員を置き、定数を次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内
- (3) 監事 1 名

第 6 条 (役員の選任)

本会の役員は本会則第 16 条で定める総会で選任する。

第 7 条 (役員の職務)

会長は本会を代表し、本会の会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。監事は、本会の財務を監査する。

第8条（役員の任期・解任）

役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の承認決議を経て、その役員を解任することができる。この場合において、本会は、当該総会開催日の30日前までに、対象となる役員に対し、その旨を書面にて通知し、かつ、承認決議の前に弁明する機会を与える。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第9条（事務局の設置）

本会の総会における決定事項の執行、会員管理、会計、連絡調整等の業務は事務局が行う。本会は、事務局の業務の適正な執行のため、事務局長を置く。事務局長は、事務局の業務を総括する。

第10条（名誉会長）

本会は、会長が総会の承認を経て、本会における権限・責任を伴わない名誉会長を若干名置くことができる。

第11条（オブザーバー）

会長は、本会における活動について意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

<第3章 会員>

第12条（会員の区分）

本会は、正会員および賛助会員をもって組織する。

(1) 正会員とは、本会の目的に賛同し、本プロジェクトに積極的に参加する個人、法人または団体とする。

(2) 賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本プロジェクトを支援する個人、法人または団体とする。

第13条（入会）

正会員または賛助会員として本会への入会を希望する者は、所定の申込書を事務局に提出し、総会の承認を得る必要がある。

第14条（退会）

本会の正会員または賛助会員は、退会届を提出することにより任意に本会から退会できる。また、正会員または賛助会員が個人の場合において、当該本人が死亡したときは本会を退会したとみなす。

第15条（会員資格の喪失）

本会の正会員または賛助会員が本会の目的に反する行為をした場合、或いは正会員または賛助会員として不適当と認められる場合は、総会の議決により除名することができる。この場合、本会は、当該正会員または賛助会員に対して除名議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

<第4章 会議>

第16条（総会）

総会は本会の最高意思決定機関とし、年1回定期に開催する。また、会長が必要と認めた場合、または全会員（正会員および賛助会員）の3分の1以上から請求があった場合は、臨時総会を開催できる。

第17条（議決）

本会の正会員および賛助会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。ただし、本会則の改正および本会の解散は出席会員の3分の2以上の賛成を要する。

<第5章 会費・資金>

第18条（会費）

本会は、総会の議決に基づき、正会員および賛助会員から会費を徴収することができる。

第19条（資金）

本会の運営資金は、正会員および賛助会員からの会費拠出、補助金（正会員または賛助会員が採択されているものを含む）、寄付等によって賄う。

第20条（会計管理）

本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、会計報告は総会で承認を受ける。

<第6章 会則の改正>

第21条（会則の改正）

本会則の改正は、総会において出席会員（正会員および賛助会員）の3分の2以上の賛成をもって行う。

<第7章 解散>

第22条（解散）

本会は、総会において出席会員（正会員および賛助会員）の3分の2以上の賛成をもって解散することができる。

第23条（残余財産の帰属）

本会が解散した際に残余財産がある場合は、総会の議決により公共団体または本会の目的に類似する団体に帰属させる。

<第8章 機密保持>

第24条（機密情報）

本会則において「秘密情報」とは、本会の活動を通じて会員が入手した情報のうち、次の各号に掲げるものをいい、会長が管理責任者となる。事務局は情報管理を徹底する。なお、本条において「開示者」とは、対象となっている秘密情報を開示した会員を指し、「受領者」とは、その秘密情報を受領した会員を指す。

- (1) 個人情報
 - (2) 報告書、議事録、図面、仕様書、データ、写真、映像、サンプル、電子情報など、その形式の如何を問わず、また書面であると口頭その他の方法によることを問わず、秘密であることが明示されて開示された一切の情報。但し、情報の開示が口頭で行われた場合には、開示者が開示から10日以内にその内容を特定し、秘密であることを明示して書面にて受領者に通知した情報をいう。
 - (3) 本会の目的に関する会員間の交渉の内容およびその存在
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報に含まれない。
- (1) 知り得た時点で、既に公知となっていた情報
 - (2) 知り得た時点で、開示者から秘密情報にあたらぬ旨の通知を受けた情報
 - (3) 知り得た後、会員の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (4) 第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報
- 3 秘密情報は、会員間でのみ共有し、本会の目的以外に使用してはならない。
- 4 秘密情報は、無断で第三者に開示または漏えいしてはならない。ただし、第三者への情報開示が必要な場合は、開示者の同意を得る。
- 5 前項の規定にかかわらず、会員は、法令に基づき司法機関または行政機関の要請により、秘密情報の開示を要求された場合、必要最小限の範囲内で秘密情報を開示できる。この場合、当該開示を行う会員は、事務局に対して速やかにその旨を通知する。
- 6 この規定は、会員が退会し、または本会が解散した後も3年間、その効力を有する。

<第9章 その他>

第25条（運営の透明性・公平性）

本会の運営にあたっては、協議事項、意思決定方法、協議結果の公表方法、会計の取扱い等を明確にする。

第26条（協議結果の尊重義務）

本会の総会において協議が調った事項について、会員はその協議結果を尊重し、誠実に対応する。

（附則）

本会則は、2025年9月25日から施行する。

議案第3号

役員の選出について

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会会則第6条の規定により役員を選出する。

役 職 名	会 員 名	備 考
会 長	(一 社) 城 崎 温 泉 観 光 協 会	会 長 高 宮 浩 之
副 会 長	城 崎 温 泉 旅 館 協 同 組 合	副理事長 垣 谷 泰 司
副 会 長	(株) 湯 の ま ち 城 崎	取締役 日 生 下 民 夫
副 会 長	城 崎 こ の さ き 1 0 0 年 会 議	理 事 西 村 総 一 郎
監 事	全 但 バ ス 株 式 会 社	取 締 役 バ ス 事 業 部 長 小 坂 祐 司

議案第4号

名誉会長について

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会会則第10条の規定に基づき、「兵庫県知事」と「豊岡市長」を名誉会長とする。

兵庫県知事の齋藤元彦です。本日、「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の設立総会が、ここ城崎の地において盛大に開催されますことを、心よりお祝い申し上げます。

また、名誉会長として本協議会に参画させていただくことを、大変光栄に思います。

現在、全国的に人口減少や少子高齢化が進み、地域の活力が低下するという深刻な課題に直面しています。こうした中で、地域の未来を切り拓く鍵となるのが、イノベーションの力です。

但馬地域は、豊かな自然や歴史、文化といった多様な観光資源に恵まれ、国内外から多くの観光客を惹きつけてきました。近年ではインバウンド需要も大きく伸びており、地域のポテンシャルはますます高まっています。

空飛ぶクルマは、観光・物流・暮らしの質を高める新たなモビリティとして、大きな可能性を秘めています。その社会実装を通じて、地域の魅力をさらに引き出し、持続可能な観光や暮らしの実現につながることが期待されます。

兵庫県では、空飛ぶクルマの実装に向けて、社会受容性の向上、事業開発支援など、公民連携による取組を進めています。

また、豊岡・城崎地域の活性化として、城崎大橋の架け替えや桃島バイパスの整備など、地上交通との連携を見据えたインフラ整備を着実に進めています。

さらに、地域の社会課題と事業者が持つ技術・アイデアをマッチングし、解決を図る「ひょうご TECH イノベーションプロジェクト」では、ドローンを活用した「コミュニティ配送」の実証など、社会課題の解決に向けた先進的な取組も豊岡市・但東町を舞台に始まっています。空飛ぶクルマの導入は、こうした地域イノベーションのひとつとして、ひょうごの未来を形づくる重要な一歩です。

そして今年は、北但大震災から 100 年という大きな節目の年でもあります。地域の安全と持続可能な発展を願うこのタイミングで、地域の皆様が自らの未来を自らの手で築いていこうと果敢に挑戦されることに、深く敬意を表します。

最後に、お集まりの皆様のご健勝、ご活躍をお祈りするとともに、地域に根ざした空の移動の実装が実現することを心から期待し、私からの祝辞といたします。

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会
名誉会長 兵庫県知事 齋藤 元彦

皆様、こんにちは。豊岡市長の門間雄司です。さきほどの「コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会」の設立総会において、地域の方々や、関係事業者のみなさんの思いがカタチになった協議会が設立されましたこと、心よりお祝い申し上げます。

また、私自身も本協議会に名誉会長として一緒になって動いていけることを、大変光栄に思います。

協議会設立に至るまでの間で多くの方々が一緒に勉強し、考えてこられたと聞いております。その取り組みを実現できたのは、兵庫県が空飛ぶクルマ実装促進事業補助金を創設していただいたこと、そして、その補助金を活用し、兼松株式会社、共同事業者の皆様が地域と一緒に空飛ぶクルマに関する勉強会やワークショップ等を実施し、開催していただけたことが今日へと繋がっている状況です。

また、先ほどの知事メッセージもありましたとおり、本年は北但大震災の復興から 100 年という節目の年年です。5 月 23 日に開催された「北但大震災復興 100 年記念シンポジウム」では城崎地域が抱える課題とビジョン共有いただきました。

その中で示された「地域のかかりつけ医療」を提供できる医療機関が存在しなくなる可能性、いわゆる「無医村」という課題について、空飛ぶクルマの実装が解決の糸口になるのではないかと想像しております。

空飛ぶクルマは、本市全域においても、空域観光、市民・観光客の移動手段、救急・医療・災害対応など、様々な活用が期待できる新たなモビリティと考えております。

本協議会の目的である「今後も城崎温泉への空飛ぶクルマの社会実装とそれに向けた取り組みを通じて、豊岡市をより「訪れたくなる」、「住みつづけたくなる」、「働きたくなる」憧れのまちにすること」に賛同いただいた、地域や事業者等、幅広い賛同者の皆様に深く感謝するとともに、今後同じ思いをもった仲間が増えていくことを強く願っております。

その第 1 歩として、第 1 回総会がここに開催されますことをお喜び申し上げ、私のご挨拶とさせていただきます。

コウノトリとめぐる空飛ぶクルマ社会実装プロジェクト推進協議会
名誉会長 豊岡市長 門間 雄司